#### 情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

話 住友生命のお問合せ窓口 000 0120-506873

〈受付時間〉月~金曜日:午前9時~午後6時/土曜日:午前9時~午後5時(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

#### お 知 ら せ 「スミセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクト サービス」をご利用いただけます。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

ホームページ https://www.sumitomolife.co.jp

#### 公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。 「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容を ご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度に



#### 給付金などをもれなくご請求いただくために

住友生命の保険証券をすべて準備してください

<u>ご請求の際には、ご加入の保障</u>をもれなくご請求いただくために、以下の記載のような例に該当しないかご確認ください。

該当していれば、別途、専用の診断書などをご提出いただくことで、他にも給付金などのお支払い(もしくは保険料払込免除)ができる可能性があります。

●お亡くなりになる前に入院や手術をされていませんか? <「たよれるYOUプラス」の給付金をご請求される場合>

お亡くなりになる前に入院をした

お亡くなりになる前に手術をした

入院や手術の給付金を お支払いできる場合があります。

●災害入院給付金 ●疾病入院給付金 ●手術給付金 ●入院時手術給付金 ●入院保障充実給付金

上記に記載のある給付金は一例であり、他にもお支払対象となる可能性の ある給付金がございます。詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」、ご契約後に お送りする「保険証券」などをあわせてご確認ください。

●複数のご契約にご加入されていませんか? <「たよれるYOUプラス」の給付金をご請求される場合>

他のご契約に 加入している ご家族として保障される ご契約がある

お支払対象となる特約が 付加されている場合があります。

お支払対象となる特約の詳細は「ご契約のしおり-定款・ ください。

#### 生命保険募集人について

日本郵便の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理 権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に 成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

## 募集代理店からのお知らせ

- ■本商品の引受保険会社は住友生命であり、日本郵便は募集代理店としてこの商品をお取扱いしています。
- ■本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金 保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。 詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

#### [募集代理店]

日本郵便株式会社

[引受保険会社]

#### 住友生命保険相互会社

社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35 〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp 住友生命

「募集代理店」

# 郵便局からお届けする

# 健康上の理由で

保険をあきらめていた方のための

# 住友生命の医療保険

# 走井るYOU

契約年齡

20歳~85歳 (80歳払込満了の場合、75歳まで)

お申込みをご検討されるにあたり、 郵便局から満70歳以上のお客さまへのお願い

お客さまの安心のため、ご家族・ご親族(満70歳未満の方)の 同席をお願いします。



# 契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

- ①「契約概要/注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお 読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 9」)された部分は 特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって 不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。

「引受保険会社」





512B0K2D24決 @個C-23-50(2024.4)

# はいれます!

住友生命の「たよれるYOUプラス」なら、 病気で保険をあきらめていた方でも…

# 以下の5つの告知項目に1つもあてはまらなければ、はいれます!

- 過去2年以内に、入院または手術(※1)をしたことがありますか。
- 過去5年以内に、がん<sup>(※2)</sup>で入院または手術<sup>(※1)</sup>をしたことがありますか。
- 3 今後3か月以内に、入院または手術(※1)の予定がありますか。 (医師に入院・手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
- 4 現時点で、がん(※2)または**肝硬変**と医師に**診断**されていますか。 (疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。)
- 5 (満40歳以上の方のみ) 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)を うけたことがありますか。

(※1)「入院または手術」には「病気やケガの検査のための入院」「内視鏡・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による手術」なども含む。 (※2)肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む。

告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

告知項目についてご不明な点がある場合は、お手数ですが、必ずお客さまご自身で下記あてにご照会ください。 お客さま専用 告知フリーダイヤル 0120-767-225 〈受付時間〉午前9時~午後5時(十・日・祝・12/31~1/3を除く)

糖尿病

糖尿病のため通院でインスリン治療中



慢性腎不全のため通院で人工透析中



脳梗塞

脳梗塞で入院。

2年以上前に退院し、現在通院治療中



検査で異常指摘ありの方や病気で通院治療中の方



この保険は健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して 入院や手術をされた場合でも給付金をお受け取りいただけますので、保険料は 住友生命の他の保険に比べ割増しされています。健康な方で保険料の割増しの ない保険をご希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を受ける

ことなどにより、他の保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容

や診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

# もらえます!

住友生命の「たよれるYOUプラス」なら、 病気が悪化・再発した場合でも…

# 給付金がもらえます!

持病の悪化・既往症の再発による 入院や手術をされた場合でも、 給付金をお受け取りいただけます。



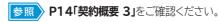
悪化

再 発

悪化

悪

ご契約後1年以内にお支払 理由に該当された場合、お支 払いする死亡保険金・給付金は 半額となります(災害死亡保険 金の支払対象となる場合は全額 お支払いします)。





死亡されたときは、 死亡保険金をお支払いします。

なお、解約時には解約返戻金を受け取ることが できますが、解約返戻金額は既払込保険料を 大きく下回ります。

糖尿病が悪化し、糖尿病性網膜症のため **入院・手術**をした。







慢性腎不全が悪化し、尿毒症のため入院した。







身体状態が悪化し、入院・手術をした。

脳梗塞が再発し、入院・手術をした。



入院 一時金







- ■各給付金のお支払いは、ご契約後発生した**傷害や疾病を直接の原因**とし、約款 に定められた治療を目的としたものに限ります。なお、ご契約時以前に発生した 疾病がご契約後に悪化・再発したことによりお支払理由に該当された場合は、 給付金をお支払いします。
- ■責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払い の対象となりません。
  - 傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず**「ご契約のしおり-定款・約款」**をご確認ください。



# づきます!

**ランのご契約例**】住友生命のたよれるYOUプラス/5年ごと利差配当付限定告知型終身保険

●主契約・Ⅱ型(保険期間・保険料払込期間/終身)・

◎保険料は一生涯あがりません。

住友生命の「たよれるYOUプラス」

《入院日額5,000円プランの例》 Fix 保障内容の詳細は、P14「契約概要 3」をご確認ください。

払理由に該当された場合、

<mark>合付金は半額</mark>となります (災害死亡保険金の支払

対象となる場合は全額お

支払いします)。

特約

ケガや病気で

をされた場合

入院 一時金

入院 給付金

入院1回につき(\*1)(日帰り入院(\*2)含む)

4日以内の入院(日帰り入院(\*2)含む)

[入院保障充実給付金]

入院に関する諸費用に!

[災害入院給付金・疾病入院給付金]

[災害入院給付金·疾病入院給付金]

● 日帰り入院でも、4日分お支払い!

5日以上の入院(60日目まで)

ご契約後1年以内

12,500円

ご契約後1年以内

10,000円

ご契約後1年以内

2,500円 ×入院日数

ご契約後1年以内

25,000円

ご契約後1年以内 12,500円

病気 の 保

や

ケガや病気で をされた場合

手術 給付金

所定の88種類の手術

■ 通算1,000日分までお支払い!

[手術給付金]

■ 通算限度なし!

上記以外の入院中の所定の手術(\*4)

[入院時手術給付金]

(良性)腫瘍切除術やへんとう腺切除術もOK!

つき(\*3)

ご契約後1年以内

保障

死亡 保険金

死亡されたとき

[死亡保険金·災害死亡保険金]

死亡保険金・災害死亡保険金は重複してお支払いしません。

一時金

25万円(\*5)

(\*1)入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。入院を2回以上された場合でも継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のみお支払いします。 (\*2)日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

(\*3)同時に2種類以上の手術を受けられたときには、1種類の手術を受けられたものとして手術給付金をお支払いし、入院時手術給付金はお支払いしません(受けら れた手術がすべて入院時手術給付金のお支払対象である場合は、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなし、入院時手術給付金をお支払いします)。

○ 例えば日帰り入院で手術を受けてもこれだけもらえます。(入院日額 5.000円の場合) [

まとめて9日分相当の入院給付!

午前中に入院、白内障で手術を受け、その日の夕方に退院(入院基本料発生)。

入院に 対して

入院一時金 [入院保障充実給付金] 25.000円



**入院給付金** [疾病入院給付金] 20.000円



95,000円 をお受け取り いただけます!

手術に 対して



手術給付金 [手術給付金] 50,000円

(入院日額5,000円×10倍)

※<mark>ご契約後1年以内</mark>にお支払理由に該当された場合、<mark>お支払いする死亡保険金・給付金は半額</mark>となります(災害死亡保険金の支払 対象となる場合は全額お支払いします)。

(\*4)入院時手術給付金は入院中に公的医療保険対象で診療報酬点数表において手術料が算定される所定の手術を受け られた場合にお支払いします。ただし、手術給付金が支払われる場合を除きます。入院中の手術には、外来で受けら れた手術は含まれません。

(\*5)災害死亡保険金の支払対象となる場合は50万円お支払いします。



- ■各給付金のお支払いは、ご契約後発生した**傷害や疾病を直接の原因**とし、約款 に定められた治療を目的としたものに限ります。なお、ご契約時以前に発生した 疾病がご契約後に悪化・再発したことによりお支払理由に該当された場合は、 給付金をお支払いします。
- ■責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払い の対象となりません。
- **詳細**)傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず**「ご契約のしおり-定款・約款」** をご確認ください。

#### <保険料が払込免除になる場合について>

不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失った等)になられたとき、または 不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失っ た等)になられたとき以後の保険料は要りません。もちろん保障はそのまま継続します。

※疾病により所定の(高度)障害状態になられたときは、保険料の払込免除とはなりません。

保険料の払込免除の理由となる所定の高度障害状態、所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。

# 「たよれるYOUプラス」をご検討のお客さま に注意していただきたい事項をまとめました

「たよれるYOUプラス」は健康に不安のある方も 告知項目に該当しなければ加入できる住友生命の医療保険です。



「たよれるYOUプラス」の 保険料は、住友生命の他の 保険に比べて割増しされて います。

「たよれるYOUプラス」には、 大きな死亡保障や満期保険金はありません。



「たよれるYOUプラス」は死亡・医療保障が一生涯継続します。 保険料払込期間は「終身」と「80歳払込満了」から お選びいただけます。



保険料払込期間が「終身」の場合は、保険料は 保険料払込期間が「80歳払込満了」の場合は、



終身にわたりお支払いいただく必要があります。保険料は80歳の契約応当日までお支払いいた だく必要があります。

預貯金とは異なり、解約した場合、 解約返戻金は既払込保険料を大きく下回ります。

【P4のご契約例で60歳女性がご加入いただいた場合】

主契約・Ⅱ型/基本保険金額50万円、限定告知型医療特約(60日型)/入院日額5,000円、限定告知型入院保障 充実特約/入院保障充実給付金額25,000円 ※いずれも保険期間・保険料払込期間は終身

経過年数	10年(70歳)	20年(80歳)	30年(90歳)
払込保険料の合計額	1,097,640円	2,195,280円	3,292,920円
解約返戻金額	156,050円	295,100円	397,800円

ご加入時にお選びいただいたプランに応じて 入院給付金や手術給付金が支払われます。

【ご契約3年経過後に病気で日帰り入院した場合の入院給付金受取額】

プラン	入院日額3,000円プラン	入院日額5,000円プラン	入院日額10,000円プラン
入院給付金受取額	27,000円	45,000円	90,000円
	[入院一時金 15,000円]	[入院一時金 25,000円	[入院一時金 50,000円]
	[入院給付金 12,000円]	[入院給付金 20,000円]	[入院給付金 40,000円]

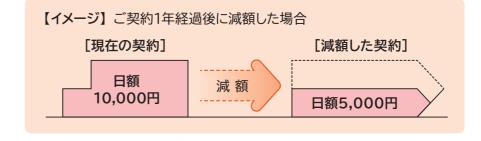
ご契約後1年間の死亡保険金・給付金は半額となります (1年経過以降から満額給付となります)。

※災害死亡保険金は初年度より満額支払い

【ご契約半年経過後に病気で日帰り入院した場合の入院給付金受取額】

プラン	入院日額3,000円プラン	入院日額5,000円プラン	入院日額10,000円プラン
入院給付金受取額	(半額給付) 13,500円	(半額給付) 22,500円	(半額給付) 45,000円
	「入院一時金 7,500円	「入院一時金 12,500円	「入院一時金 25,000円
	入院給付金 6,000円	入院給付金 10,000円	入院給付金 20,000円

現在ご加入いただいている保険「たよれるYOUプラス」の 保険料負担を減らしたい場合、 解約することなく減額で対応できる場合があります。



解約することなく、減額する ことで契約を継続できます。

# ンフレ

#### 住友生命のたよれるYOUプラス/5年ごと利差配当付限定告知型終身保険

●限定告知型入院保障充実特約(保険期間/終身)・・・・・・入院保障充実給付金額(下表のとおり)

●限定告知型医療特約(60日型)(保険期間/終身)・・・・・・・・・・・ 入院日額(下表のとおり)

男	<b>性</b>   口座	振替料率月払			(単位:	円)(2024年4月現在)
契	入院日額10,	000円プラン	入院日額5,0	00円プラン	入院日額3,0	00円プラン
契約年齢(歳)	<基本保険金	額 > 100万円	<基本保険金	額 > 50万円	<基本保険金額	額 > 30万円
手	<入院保障充実給付金	<b>全額&gt; 50,000円</b>	<入院保障充実給付金	25,000円	<入院保障充実給付金	額> 15,000円
(年)	保険料払込期間	保険料払込期間	保険料払込期間	保険料払込期間	保険料払込期間	保険料払込期間
威	終身	80歳払込満了	終身	80歳払込満了	終身	80歳払込満了
20	10,026	10,272	5,013	5,136	3,007	3,081
21 22	10,171 10,345	10,481 10,618	5,085 5,172	5,240 5,309	3,051 3,103	3,144 3,185
23	10,345	10,754	5,229	5,377	3,103	3,226
24	10,572	10,912	5,286	5,456	3,171	3,273
25	10,678	11,041	5,339	5,520	3,203	3,312
26	10,846	11,184	5,423	5,592	3,253	3,355
27 28	10,957 11,080	11,309 11,497	5,478 5,540	5,654 5,748	3,287 3,324	3,392 3,449
29	11,247	11,658	5,623	5,829	3,374	3,449
30	11,457	11,854	5,728	5,927	3,437	3,556
31	11,640	12,102	5,820	6,051	3,492	3,630
32	11,816	12,325	5,908	6,162	3,544	3,697
33 34	12,085 12,298	12,612 12,862	6,042 6,149	6,306 6,431	3,625 3,689	3,783 3,858
35	12,584	13,126	6,292	6,563	3,775	3,937
36	12,824	13,464	6,412	6,732	3,847	4,039
37	13,115	13.745	6,557	6,872	3,934	4,123
38	13,368	14,089 14,384	6,684	7,044 7,192	4,010	4,226
39 40	13,642 13,937	14,384	6,821 6,968	7,192	4,092 4,181	4,315 4,425
41	14,203	15,079	7,101	7,539	4,260	4,523
42	14,540	15,460	7,270	7,730	4,362	4,638
43	14,810	15,854	7,405	7,927	4,443	4,756
44 45	15,153 15,449	16,213 16,647	7,576 7,724	8,106 8,323	4,545 4,634	4,863 4,994
46	15,810	17,087	7,724	8,543	4,743	5,126
47	16,184	17,493	8,092	8,746	4.855	5,247
48	16,533	17,985	8,266	8,992	4,959 5,080	5,395
49 50	16,936 17,343	18,513 19,028	8,468	9,256 9,514	5,080 5,202	5,553 5,708
51	17,724	19,602	8,671 8,862	9,801	5,317	5,880
52	18,172	20,194	9,086	10,097	5,451	6,058
53	18,616	20,817	9,308	10,408	5,584	6,245
54	19,087	21,462	9,543	10,731	5,726	6,438
<u>55</u> 56	19,518 20,027	22,151 22,906	9,759 10,013	11,075 11,453	5,855 6,008	6,645 6,871
57	20,555	23,738	10,277	11,869	6,166	7,121
58	21,083	24,588	10,541	12,294	6,324	7,376
59	21,410	25,277	10,705	12,638	6,423	7,583
60 61	21,987 22,585	26,229 27,318	10,993 11,292	13,114 13,659	6,596 6,775	7,868 8,195
62	23,204	28,507	11,602	14,253	6,961	8,552
63	23,867	29,809	11,933	14,904	7,160	8,942
64	24,565	31,251	12,282	15,625	7,369	9,375
65 66	25,289 26,060	32,851 34,688	12,644 13,030	16,425 17,344	7,586 7,818	9,855 10,406
67	26,871	36,794	13,435	18,397	8,061	11,038
68	27,722	39,225	13,861	19,612	8,316	11,767
69	28,375	41,663	14,187	20,831	8,512	12,498
70 71	29,313	4 <u>4,94</u> 0	14,656 15,158	22,470 24,317	8,793 9,094	13,482 14,590
72			15,669	26,575	9,401	15,945
73			16,235	29,460	9,741	17,676
74			16,803	33,235	10,082	19,941
75 76			17,425 18,076	38,459	10,455 10,845	23,075
77			18,789		11,273	
78			19,561		11,736	
79	<del></del>		20,173		12,103	
80			20,987		12,592	
81 82			21,852 22,734		13,111 13,640	
83			23,651		14,190	
84			24,601		14,760	
85			25,586		15,351	

#### 税務のお取扱いについて

記載の内容は2024年4月現在の税制により ます。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が 変わることがあります。なお、税務取扱いに関 してご不明な点がある場合は、所轄の税務署 や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

#### ●お払い込みいただいた保険料のお取扱い

お払い込みいただいた保険料は保険料控除の対象となり、他の保険 料と合算して一定額まで所得から控除されます。

対象となる保険料	控除の種類
主契約	一般生命保険料控除
特約	介護医療保険料控除

# 保険料払込期間は「終身」「80歳払込満了」からお選びいただけます!

参照 P15「契約概要 4」をご確認ください。※被保険者の契約年齢は契約日時点の満年齢で計算します。

女	性 口座	振替料率月払			(単位:	円)(2024年4月現在
契	入院日額10,	000円プラン	入院日額5,0	)00円プラン	入院日額3,0	00円プラン
契約年齢(歳)	<基本保険金	額 > 100万円	<基本保険金	額 > 50万円	<基本保険金	額 > 30万円
齢	<人院保障充実給付金 (C)Sex(1+1)2 #188	金額> 50,000円	<人院保障充実給付金 (C)PANULUS #188	注額> 25,000円	<人院保障充実給付金 (C)(A)(14)(2) #188	会額> 15,000円
<b>急</b>	保険料払込期間 <b>終身</b>	保険料払込期間 80歳払込満了	保険料払込期間 <b>終身</b>	保険料払込期間 80歳払込満了	保険料払込期間 <b>終身</b>	保険料払込期間 80歳払込満了
20	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9,860	4,739	4,930	2,843	2,958
21	9,541	9,800	4,770	4,963	2,862	2,956
22	9,594	9,995	4,797	4,997	2,878	2,998
23	9,618	10,044	4,809	5,022	2,885	3,013
24	9,645	10,105	4,822	5,052	2,893	3,031
25	9,694	10,160	4,847	5,080	2,908	3,048
26 27	9,746 9,831	10,248 10,339	4,873 4,915	5,124 5,169	2,923 2,949	3,074 3,101
28	9,897	10,339	4,948	5,226	2,969	3,135
29	9,994	10,566	4,997	5,283	2,998	3,169
30	10,111	10,771	5,055	5,385	3,033	3,231
31	10,239	10,907	5,119	5,453	3,071	3,272
32	10,358	11,075	5,179	5,537	3,107	3,322
33	10,478	11,255	5,239 5,340	5,627	3,143 3,204	3,376
35	10,681 10,825	11,467 11,661	5,340	5,733 5,830	3,204	3,440 3,498
36	10,823	11.879	5,490	5,939	3,294	3,563
37	11.149	12,140	5,574	6,070	3,344	3,642
38	11,380	12,374	5,690	6,187	3,414	3,712
39	11,563	12,621	5,781	6,310	3,468	3,786
40 41	11,778 12,035	12,941 13,225	5,889 6,017	6,470 6,612	3,533 3,610	3,882 3,967
42	12,264	13,562	6,132	6,781	3,679	4,068
43	12,496	13,903	6,248	6,951	3,748	4,170
44	12,800	14,288	6,400	7,144	3,840	4,286
45	13,056	14,657	6,528	7,328	3,916	4,397
46	13,374	15,070	6,687	7,535	4,012	4,521
47 48	13,645 13,968	15,498 15,911	6,822 6,984	7,749 7,955	4,093 4,190	4,649 4,773
49	14,255	16,399	7,127	8,199	4,276	4,773
50	14,584	16,874	7,292	8,437	4,375	5,062
51	14,887	17,345	7,443	8,672	4,466	5,203
52	15,184	17,875	7,592	8,937	4,555	5,362
53	15,544	18,422	7,772	9,211	4,663	5,526
54   55	15,849 16,238	19,039 19,606	7,924 8,119	9,519 9,803	4,754 4,871	5,711 5,881
56	16,572	20,285	8,286	10,142	4,971	6,085
57	16,993	21,008	8,496	10,504	5,097	6,302
58	17,381	21,798	8,690	10,899	5,214	6,539
59	17,828	22,698	8,914	11,349	5,348	6,809
60	18,294 18,562	23,642	9,147 9,281	11,821	5,488 5,568	7,092 7,324
61 62	19,020	24,416 25,520	9,510	12,208 12,760	5,706	7,656
63	19,561	26,787	9,780	13,393	5,868	8,036
64	20,124	28,185	10,062	14,092	6,037	8,455
65	20,720	29,749	10,360	14,874	6,216	8,924
66	21,301 21,957	31,510	10,650 10,978	15,755	6,390 6,587	9,453
67 68	22,641	33,588 35,981	11,320	16,794 17,990	6,587 6,792	10,076 10,794
69	23,383	38,810	11,691	19,405	7,014	11,643
70	24,146	42,100	12,073	21,050	7,243	12,630
71	<del>-</del>	<u> </u>	12.346	22,704	7,407	13,622
72			12,776 13,231	25,015	7,665	15,009
73 74			13,231	27,944 31,847	7,938 8,226	16,766 19,108
75			14,222	37,243	8,533	22,345
76			14,773		8,863	
77			15,349		9,209	
78			15,973		9,583	
79	<del></del>		16,642		9,985	
80			17,314 17,882		10,388 10,729	
82			18,618		10,729	
83			19,417		11,650	
84			20,223		12,133	
85			21,103		12,661	

#### ●(災害)死亡保険金を受け取った場合のお取扱い

契約者・被保険者と保険金受取人の関係によって、保険金に対する税金が 異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Αさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得(*))+住民種
Αさん	Bさん	Cさん	贈与税

#### ●給付金を受け取った場合のお取扱い

被保険者が受け取る場合、全額非課税となります。

#### ●解約した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して

**所得税(一時所得(\*))+住民税**が課税されます。

(\*)一時所得の課税対象額={(収入(解約返戻金額または(災害)死亡 保険金額]-必要経費[払込保険料合計額])-特別控除}×1/2 特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

#### 動画で簡単にポイントをご理解いただけます 動画視聴はコチラ

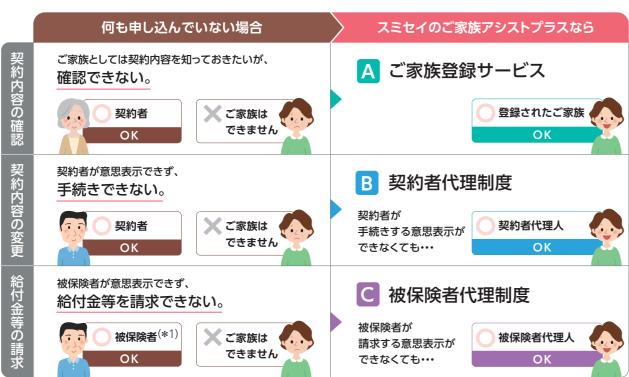


## スミセイのご家族アシストプラス

「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

※契約者が法人であるときは、本サービスはお申込みいただけません。

## たとえばこんなときに役立ちます



(\*1)保障の対象となる人

## A ご家族登録サービス

#### POINT

- あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の連絡先を確認させて いただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に 登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。

※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。



#### ■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には(1)(2)、 被保険者には③について 同意を得てください。

- 1 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ②ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること (傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

## B 契約者代理制度

#### POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定 された契約者代理人が住友生命所定のお手続きを行うことができます。
- ●解約返戻金等を契約者代理人の□座で受け取ることも可能です(\*2)。
- (\*2)契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受 け取った金銭等は契約者のためにご使用いただきます。
- ※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続き を行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

#### 契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

#### 対象となるお手続き例(\*3)

- ●住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- 基本保険金額等の減額
- 解約

#### 対象外となるお手続き

- ●告知を要する契約内容の変更等(給付金等のお支払い のある特約の中途付加、復活等)
- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約(\*4)における契約者の変更
- 契約者代理人の変更
- ●据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え 置かれた保険金等の請求
- (\*3)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる給付金の請求手続きは
- (\*4)保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

## 被保険者代理制度

#### POINT

- ●被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者が請求する意思表示ができ ない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が給付金等のご請求をするこ とができます。
- ●給付金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(\*5)。
- (\*5)被保険者代理人が受け取った給付金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者 代理人が受け取った給付金等は被保険者のためにご使用いただきます。
- ※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。
- 契約者代理制度、 で被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。
- 参照 P15·16「契約概要 5」をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

# ご契約後の安心サービス

## パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

# スミセイダイレクトサービス

#### 契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。



スミセイ安心だより

年1回お客さまの契約内容について お知らせする[スミセイ安心だより]を ご確認いただけます。



#### 各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更に加え、出金取引のご利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きも可能です。



#### 生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除 証明書の電子発行 電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。



マイナンバー (個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

#### [スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- 1 ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクト サービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。
- ※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも ログイン画面へアクセス可能です。



- ※契約者が法人であるときは、本サービスはお申込みいただけません。
- ※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は 住友生命ホームページにてご案内しております。
- ※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

# 契約概要

- ■この「契約概要」は、<u>ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい</u> 事項を記載しています。「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、 ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。



# $\rightarrow$

# 1 引受保険会社について

■引受保険会社:住友生命保険相互会社

■住 所:本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電 話:ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 0120-506873

参照 P25「注意喚起情報 13」をご確認ください。

■ホームページ: 住友生命 検索 か https://www.sumitomolife.co.jp

# 2 商品の特徴について

- ■「たよれるYOUプラス」は、住友生命の「5年ごと利差配当付限定告知型終身保険」の愛称です。
- ■この商品は、今まで健康上の理由で保険加入をあきらめていた方を対象とする、一生涯の死亡保障 や、不慮の事故や疾病による所定の入院・手術に備える医療保障をご希望の方に適した生命保険です。
- ■以下の5つの告知項目に1つもあてはまらなければ、原則ご加入いただけます。
  - ① 過去2年以内に、入院または手術(※1)をしたことがありますか。
  - ② 過去5年以内に、がん(※2)で入院または手術(※1)をしたことがありますか。
  - ③ 今後3か月以内に、入院または手術(※1)の予定がありますか。 (医師に入院・手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
  - ④ 現時点で、がん(※2)または肝硬変と医師に診断されていますか。 (疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。)
  - ⑤ (満40歳以上の方のみ)現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)を うけたことがありますか。
  - (※1)「入院または手術」には[病気やケガの検査のための入院][内視鏡・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による 手術]なども含む。
  - (※2)肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む。
  - •告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

参照 本商品のしくみについては、**P3・4**をご確認ください。



- ●この保険は**健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して入院や** 手術をされた場合でも給付金をお受け取りいただけますので、保険料は住友生命 の他の保険に比べ**割増し**されています。健康な方で保険料の割増しのない保険をご 希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を受けることなどにより、 他の保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容や診査結果など によりご契約いただけないこともあります。
- ●ご契約後1年以内にお支払理由に該当された場合、お支払いする死亡保険金・給 付金は半額となります(災害死亡保険金について、支払対象となる場合は全額 お支払いします)。

参照 **P14「契約概要 3」**をご確認ください。



# 3 保障内容について

	お支払いする 保険金・給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度	受取人
主契約災害	死亡保険金	死亡されたとき(*1)	基本保険金額 (ご契約後1年以内は半額)		死亡保険
	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原 因として、その事故の日から起算して 180日以内に死亡されたとき(*2)	基本保険金額		金受取人
	災害入院	不慮の事故による傷害を直接の 原因として、その事故の日から起	入院日数が4日以内: 入院日額の4倍 (ご契約後1年以内は半額)	・継続した1回の入院に つき60日分(*3)	
	給付金 算して180日以内に1日以上入院されたとき	入院日数が5日以上: 入院日額×入院日数 (ご契約後1年以内は半額)	•通算1,000日分		
限定告知型	疾病入院		入院日数が4日以内: 入院日額の4倍 (ご契約後1年以内は半額)	・継続した1回の入院に つき60日分(*4) ・通算1,000日分	被保険者
医療特約	給 付 金		入院日数が5日以上: <b>入院日額×入院日数</b> (ご契約後1年以内は半額)		
	手 術 給 付 金 (*5)	不慮の事故による傷害または 疾病により所定の88種類の手術 を受けられたとき	入院日額の10倍 (ご契約後1年以内は半額)	通算限度なし	
	入院時手術 給 付 金 (*6)	不慮の事故による傷害または 疾病により、入院中に公的医療 保険対象で手術料の算定される 所定の手術を受けられたとき	入院日額の5倍 (ご契約後1年以内は半額)	通算限度なし	
限定告知型 入院保障 充実特約	入 院 保 障 充実給付金 (*7)	不慮の事故による傷害または 疾病により1日以上入院された とき	入院保障充実給付金額 (ご契約後1年以内は半額)	災害入院給付金または疾病 入院給付金の支払いが通算 限度に達し、災害入院給付 金または疾病入院給付金が 支払われない入院について は入院保障充実給付金を お支払いできません。	被保険者

保険料の払込免除

- •不慮の事故による傷害を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき
- •不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態になら れたとき(疾病により所定の(高度)障害状態になられたときは保険料の払込免除とはなりません)

詳細〉保険料の払込免除の理由となる所定の高度障害状態、所定の障害状態について、

詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。

- (\*1)災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
- (\*2)責任開始期以後に発病した所定の感染症を原因とする場合も災害死亡保険金をお支払いします。
- (\*3)同一の不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (\*4) 同一の疾病を直接の原因として、入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の 入院の退院日の翌日から起算して、180日を経過して開始した入院は、新たな入院とみなします。
- (\*5)手術給付金のお支払いにあたって、同時に2種類以上の手術を受けられたときは、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなします。
- (\*6) 入院中の手術には、外来扱いで受けられた手術は含まれません。また、手術給付金が支払われる場合を除きます。入院時手術給付金のお支払いにあたって、同時に2種 類以上の手術を受けられたときは、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなします。また、手術給付金の支払対象手術と同時に受けられた場合は支払われません。
- (\*7)入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。入院を2回以上された場合でも継続した1回の入院とみなされるとき
- 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に 専念することをいいます。単なる覚醒、休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- ・災害入院給付金、疾病入院給付金は、重複してお支払いしません。
- 各給付金のお支払いは、ご契約後発生した傷害や疾病を直接の原因とし、約款に定められた治療を目的としたものに限ります。なお、ご契約時 以前に発生した疾病がご契約後に悪化・再発したことによりお支払理由に該当された場合は、給付金をお支払いします。
- 責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

● 傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。

13

契約概要

# 4 ご契約の諸基準について

契約年齢範囲(*1)	保 険 料 払 込 期 間 が 終 身 の 場 合: 20歳~85歳 保険料払込期間が80歳払込満了の場合: 20歳~75歳		
保 険 期 間	終	終身	
保 険 料 払 込 期 間	終身または8	終身または80歳払込満了	
保険料払込方法(回数)(*2)	月払い、年2回打	公い、年1回払い	
保険料払込方法(経路)	口座振替扱い		
最 低 入 院 日 額	3,000円		
	契約年齢(*1)	最高入院日額	
最 高 入 院 日 額 <sup>(*3)</sup>	20歳~70歳の場合	10,000円	
	71歳以上の場合	5,000円	
入院日額の取扱単位 1,000円		00円	

- (\*1)契約年齢は契約日(責任開始日)時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に 契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。
- (\*2)保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、 未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。
- (\*3) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

# 5 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

限定告知型医療特約

限定告知型入院保障充実特約

保障内容については、**P14「契約概要 3」**をご確認ください。

#### <スミセイのご家族アシストプラス>

ご家族登録サービス

- ●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契 約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者 のセンシティブ情報(\*1)は照会できません。
- (\*1)被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。
- ●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手 続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・ 被保険者代理特約のお申込みが必要です。
- ●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要に なります。
- ●契約者が法人であるときは、ご家族登録サービスをお申し込みいただけません。

詳細 〉「ご契約のしおり−定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

次ページにつづく

●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示が できないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住 友生命所定のお手続きを行うことができます。

契約概

契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契 約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていること

住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお 手続き(\*2)

(\*2)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被 保険者が受取人となる給付金の請求手続きは除きます)。

ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。

- ・告知を要する契約内容の変更等(給付金等のお支払いのある特約の中途 付加、復活等)
- ・保険金等の受取人の変更
- ・保険料払込中でないご契約(\*3)における契約者の変更
- ・契約者代理人の変更

保険契約者代理特約

被保険者代理特約

・据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等

(\*3) 保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

- ●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または 軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後 は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。
- 契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また。 契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。
- 契約者が法人であるときは、保険契約者代理特約を付加できません。
- | 詳細 > 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理 特約』をご確認ください。
- ●被保険者が受取人となる下記の給付金などについて、被保険者が傷害または 疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意 を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、給付金などを請求することが
- ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただ し、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たし ていることが必要です。
  - ·災害入院給付金
- ·疾病入院給付金

·手術給付金

- ·入院時手術給付金
- ·入院保障充実給付金 ·配当金(\*4)
- ·保険料払込免除(\*4)

(\*4)契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない

●契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、被保険者代理人を 指定することはできません。また、契約者または死亡保険金受取人の変更により 契約者および死亡保険金受取人が同一法人となる場合は、被保険者代理人の 指定は取り消されます。

■詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理 特約』をご確認ください。

# 6 配当金について

- ■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から 5年ごとにお支払いします。
- ■配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。
- ■配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の** 状況変化などにより変動します。

# 解約返戻金について

- ■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- ■解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。
- ■特約部分には、解約返戻金はありません。ただし、限定告知型医療特約については、保険料払込 期間が80歳払込満了の契約で、保険料払込期間満了後に解約された場合は、入院日額の30倍 をお支払いします(保険料払込期間満了後に死亡された場合も同額をお支払いします)。

# 8 保険料の計算基準日について

- ■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料充当金のお払込みおよび告知がとも に完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いの契約は 責任開始日が契約日となりますが、月払いの契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約 日となります。
- ■契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で判定し、保険料は契約年齢をもとに計算します。

# 法令等の改正に伴うお支払理由の変更について

■診療報酬点数表の改正により手術料の算定される手術の種類が変更される場合等、この保険契約 の給付にかかわる公的医療保険制度が将来変更されたときは、住友生命は、主務官庁の認可を 得て、入院時手術給付金の支払理由を変更することがあります。

# 注意喚起情報

- ■この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。 「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、 内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■特に保険金などをお支払いできない場合(P24 9 )など、お客さまにとって<mark>不利益となる</mark> ことが記載された部分については必ずご確認ください。
- ■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討され ている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。 (P20·21 5)

#### <たよれるYOUプラスのお申込みにあたってのご留意点について>

- ●この保険は健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して入院や手術をされた場合 でも給付金をお受け取りいただけますので、保険料は住友生命の他の保険に比べ割増しされています。 健康な方で保険料の割増しのない保険をご希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を 受けることなどにより、他の保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容や診査結果など によりご契約いただけないこともあります。
- ●ご契約後1年以内にお支払理由に該当された場合、お支払いする死亡保険金・給付金は半額となります (災害死亡保険金について、支払対象となる場合は全額お支払いします)。



申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または「契約概要/注意喚起情報」の交付日の いずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、 書面または電磁的記録(\*)によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

#### 申込日または「契約概要/注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日 2日 4 ⊟ 5 ⊟ 6 ⊟ 7日 8 ⊟ 9日 10日 11日 1日 3 ⊟ クーリング・オフ可能期間

- (\*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- ●クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込 まれた金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録 によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必 要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者 (または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。 次ページにつづく

20

#### 申し出方法

#### <書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日 以内)に住友生命本計あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必 要 事 項	SOURCE TO STORY OF THE STORY OF

#### <電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用 フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付 完了メールが届いたことを確認してください。

#### 【専用フォーム】 https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html

●なお、申込者または契約者が法人(会社等)の場合などは、クーリング・オフはできません。

詳細〉クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり−定款・約款」の『クーリング・オフ制 度』をご確認ください。

### 申込み時(告知)

過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など、 住友生命がおたずねすることについて ありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

- 契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。 告知書(\*)に記入したことが告知となります。
- (\*)電磁的方法によりお申込み手続きいただく場合は告知画面
- ●募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知を受ける権限がないため、口頭で伝えただけでは 告知したことにはなりません。
- ●故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、 契約を解除することがあります(告知義務違反による解除)。
- ●契約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払理由が発生していても、お支払いできないこと

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときで も詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。

詳細〉告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『健康状態・職業などの告知』を ご確認ください。

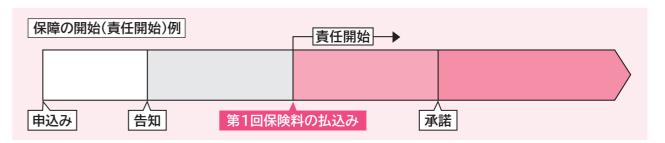
#### 申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ●住友生命の確認担当職員または住友生命が委託したスミセイ保険サービス株式会社の確認担当者 が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

#### 申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、 第1回保険料の払込みおよび告知がともに 完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、 申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込 みを承諾した時に成立します。

5

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、 本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、 契約者にとって不利益となる可能性がある点について ご確認ください。

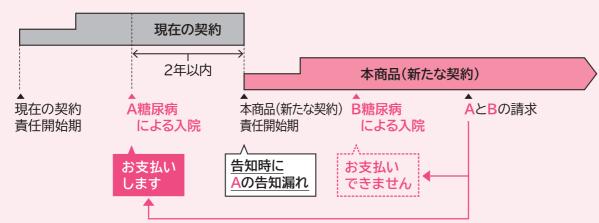
- ■現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料 を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- ●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- ●本商品(新たな契約)の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。 そのため、健康状態などによっては、契約をお断りすることがあります。 また、その告知がされなかったために契約が解除または取消しとなることもあります。

参照 > 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P19「注意喚起情報 2」をご確認くだ さい。

次ページにつづく

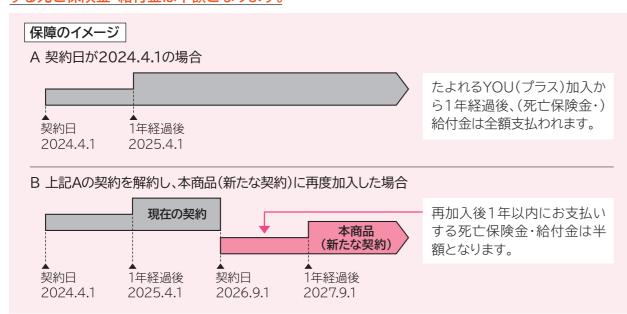
#### 正しく告知されなかったため、お支払いできない場合の例

・現在の契約を解約し、本商品(新たな契約)に再度加入した場合



本商品(新たな契約)の申込み時に未請求である「A糖尿病による入院」の告知をしなかった場合、本商品 (新たな契約)の告知義務違反による解除により「B糖尿病による入院」はお支払いできません。

- ※過去2年以内の入院・手術は告知項目です。
- ※上記例は、本商品(新たな契約)の責任開始日から2年以内に入院Bが発生し、告知義務違反による解除により入院Bについて お支払いできないと判断した場合の例です。
- ※上記例は、現在の契約の解約後に入院Aの請求があった場合の例ですが、支払理由が発生した場合は、すみやかに住友生命の お問合せ窓口までご連絡ください。
- ※実際のお支払可否は、請求内容や経過年数など個々の契約の状況に基づき住友生命が判断します。
- ※本商品(新たな契約)が告知義務違反により解除となった場合、解約した契約を元に戻すことはできません。
- ●現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。 なお、予定利率の低下等により、保険料が高くなることがあります。
- ●契約後1年を経過して(死亡保険金・)給付金が全額支払われるようになった「たよれるYOU(プラス)」 を解約して、新たに本商品(「たよれるYOUプラス」)に加入する場合、契約後1年以内にお支払い する死亡保険金・給付金は半額となります。



- ●本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- ●解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- ●現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

6

契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、 契約の効力がなくなることがあります。(失効) 失効した場合でも、失効後3か月以内であれば、 契約の復活を請求できます。

- ●保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- ●猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、保険金などのお支払いができなくなります。ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨)の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- ●保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、保険金などのお支払いができなくなります。
- ●失効した場合でも、失効後3か月以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、健康状態など によっては復活をお断りすることがあります。また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。
  - 詳細 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『失効 (ご契約の効力がなくなる場合)について』をご確認ください。

# $\rightarrow$

契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、 既払込保険料を大きく下回ります。

- ●払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、 契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、既払込保険料を大きく下回ります。また、同様に、基本保険 金額等を減額する場合も、解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。
- ●解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約 して短期間で解約(または基本保険金額等を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あっても ごくわずかです。
- ●災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、 契約者代理制度、被保険者代理制度があります。 各制度に申し込む場合には、制度の内容について 十分にご確認ください。

- ●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族 が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
- ・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が 手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の 申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。
- 詳細〉ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおり−定款・約款」の『ご家族登録サービス』を ご確認ください。
- ●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじ め指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。
- ・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行う手続きを いいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、一部対象外となるものもあります。
- ・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に 該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、 契約者代理人の同意を得ることが必要です(\*)。
- (\*)保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。
- ・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- ・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代 理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理するこ とができる手続きの内容などをご説明ください。
- 詳細〉契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約 が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、 被保険者代理特約』の『(1)保険契約者代理特約』をご確認ください。
- ●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる給付金などを請求する意思表示ができない場合 等にあらかじめ指定した被保険者代理人が給付金などの請求を行うことができる制度です。
- ・給付金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説 明ください。
- ●契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていること が必要です。
- 詳細〉契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」 の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』を ご確認ください。

9

請求時(お支払いできない例)

保険金などの支払理由が発生しても、 お支払いできない場合があります。

#### 保険金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合

(ただし、原因となった「疾病」について責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより、初めて その入院または手術の必要が生じて支払理由に該当したときは、給付金をお支払いします。なお、 「傷害」を原因とする場合は責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより支払理由に該当した ときでも、給付金はお支払いできません。)

- ●告知内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除された場合
- ●保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合
- ●保険料の払込みがなく、契約が失効した場合
- ●詐欺により契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があって契約が無効になった場合 (なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ●保険金などの免責事由に該当した場合 (例:責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重 大な過失によるときなど)

請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金などをお支払いします。 支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性が あると思われる場合や不明な点が生じたときなども、 すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となること がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問 合せ窓口まで必ずご連絡ください。

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを 変更された場合は必ずご連絡ください。

- 詳細〉・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『たよれるYOUプラス の特徴としくみ』『保険金・給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
  - ・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』を ご確認ください。

諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を 選出する信任投票の権利などがあります。

- ●住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ●住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。 社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

23

注意喚起

 $\rightarrow$ 

| | | | | | | | | | |

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ●住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

 $\Rightarrow$ 

12 生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、 住友生命のお問合せ窓口および 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で 受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 0120-506873

〈受付時間〉月~金曜日:午前9時~午後6時/土曜日:午前9時~午後5時(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主なサービス内容

- ●契約内容に関するご照会
- ●苦情·相談受付
- ●各種手続き方法に関するご案内(\*)

<u>~</u>

(\*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

- ●この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

# **Web** ホームページアドレス **https://www.seiho.or.jp/**

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(https://www.jili.or.jp/)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

# 主な保険用語(五十音順)

■パンフレットをお読みいただく際にご活用ください。

用語	解説
解約返戻金	ご契約を解約された場合などにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
基本保険金額	   この保険の(災害)死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額のことをいいます。 
給付金	災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどにお支払いするお金の ことをいいます。
契約応当日	ご契約後に迎える毎年の契約日に応当する日のことをいいます。なお、月単位または半年単位の契約応当日という場合は、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に応当する日を指します(契約日に応当する日がない月においては、その月の末日のことをいいます)。
契約者	保険会社と保険契約を結ぶ人をいいます。契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの 請求権)と義務(保険料支払い義務)があります。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢(契約年齢)は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます(契約日に24歳7か月の被保険者は、契約年齢が24歳となります)。この年齢計算方式を満年齢方式といいます。本文中で使用する年齢は、特に断りのない限り契約年齢を基準とし、毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算します。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料の払込回数によっては、責任開始日と異なる場合があります。
災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に 死亡したとき等にお支払いするお金のことをいいます。
死亡保険金	死亡されたときに、お支払いするお金のことをいいます。
主契約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。
責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任 開始日といいます。
特約	主契約の保障内容を充実させることなどを目的として、主契約に付加する契約内容をいいます。
入院給付日額	各給付金の計算の基準となる金額のことです。
被保険者	保障の対象となる人をいいます。
保険料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。